

令和4年度授業料減免事業支援特別経費補助金制度について

(私立小・中学校用)

1 こんな制度です

- ◆ 広島県内の私立小・中学校及び外国人学校（小学校・中学校の課程に類する課程）で学ぶ児童・生徒の保護者が、失業、倒産、死亡、離婚などで世帯収入が激減（家計急変）した場合、または生活保護法による生活扶助を受けている場合に、児童・生徒の就学を支援するため、授業料を減免する制度です。

2 授業料減免の対象となる場合

- ◆ 児童・生徒の保護者（親権者等）が次のいずれかに該当する場合は授業料の減免を受けることができます。

対象となる場合	授業料減免額（月額）
①生活保護法により生活扶助を受けている場合	全額免除
②入学以降に発生した失職、倒産、死亡、離婚などにより世帯の収入が激減（家計急変）し、保護者による学資負担が困難になった場合	2/3又は1/2 軽減

- ※ 学校への減免申請月が属する年の1月～12月の収入見込額（相当額）を用いて判断します。
- ※ 再就職等により家計急変事由がなくなった場合は、それ以降の補助金を受けることができません。
- ※ 失職には、定年退職を含みません。
- ※ 入学前に発生した新型コロナウイルスの感染拡大に伴う家計急変について、入学以降も急変した状況が継続している場合には、授業料減免の対象となる場合があります。

②において、家計急変年度以降も低所得が継続し、学資負担が困難である場合、授業料の減免を受けることができますが、次の要件が加わります。
・保護者の資産保有額が700万円未満であること。

3 手続きは次のとおりです

- ◆ 次の書類を在学している学校へ提出してください。
 - (1) 授業料減免申請書（用紙は学校に用意してあります。）
 - (2) **【生活保護を受けている場合】**

○生活保護受給証明書（保護者等全員の生活扶助の受給がわかるもの）

【家計急変により学資負担が困難になった場合】

○家計急変の理由を証する書類のコピー

- <例>・失職 → 雇用保険受給資格者証，税務署に提出した開業・廃業等届出書 等
- ・死亡 → 死亡診断書 等
- ・離婚 → 離婚受理証明書，離婚届出記載事項証明書 等

○所得状況申告書（用紙は学校に用意してあります。）

○所得状況がわかる書類のコピー

- <例>・給与所得の場合 → 給与明細 等
- ・事業所得，不動産所得の場合 → 収入額，必要経費等がわかる帳簿書類 等

○扶養状況等申告書（用紙は学校に用意してあります。）

4 お問い合わせは

- ◆ この制度に該当することとなった人はいつでも学校に申請できますが、原則として、学校に申請した翌月から減免を開始することとなります。減免の対象、手続きなどについて詳しいことは、**在学している学校（事務室）へ早めにお尋ねください。**

5 補足

- ◆ この制度による減免を受けた場合は、その後の所得状況等について、定期的（各年7月及び1月）に確認を受けていただく必要があります。確認の手続きは、改めて学校から案内します。